時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ずる場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

芝居も亦談ず可し（昨日の續）

我日本芝居を日本名物の隨一とし追々來遊する諸外國人をして樂んで其技術を賞翫せしめんとするは我輩本來の希望ありと申すは他に非ず日本は東洋の一隅に在りて歐洲外交政略の抑揚を感せず我れ之を感せざれは彼れ亦殆んど無感覺にして日本の如何なる外交家が如何なる奇策を回らすも之を以て西洋諸國人を感せしむるに足らず從來歐米諸國にて日本の國名の人に知られて相當の敬禮を受けたるが如き日本の政治が進步して憲法發布、國會開設の運びに至りたるが爲めに非ず又日本の陸海軍が强盛勇烈彼の國人を震懾せしめたるが爲めにも非ず日本は東洋の美術國にして山水秀麗の氣の鬱蟠磅礴する所、技術工藝の士に向て一種言ふべからざるの妙想を賦與し繪畫彫刻、陶漆諸器、家屋庭園、服飾歌舞、文采雅致を究極して伊太利、佛蘭西の妙工にても企て及ぶ可らざる所ありて隨て其美術の評判も高く家々之を珍藏して細に其意匠を玩味するに隨ひ斯る妙想、斯る氣韻、又斯る工藝は尋常一樣半開國民の兼備す可き所に非ず其美術品に因りて日本人の性質智德を推測すれば我々文明國人と肩を比べ相對して耻しからざる人種あらんと扨てこそ東洋諸國中にて日本を一種出色の國と見做し之を他と區別して待遇するなれ凡そ人間他を知るの必要なると同時に己れを知るも亦甚だ必要にして日本の歐米人に知られたるは重もに其美術上に在りて是れぞ正しく日本の所長たるを知らば政治以下社會萬事の改良進步を謀るの中にも自から其輕重を辨じて特に美術工藝の事を重んじ益々之を振興して彼の國人の知遇に答ふると實に今日の急務なる可し且つ我日本の山水風景人情風俗の優美なるは歐米諸國の人々が每度賞嘆する所にして今後此の優美なる社會に益々美術的の快樂奇觀を加ふるとあらば美術風景社交の點より日本を東洋の一遊園として年々歲々西洋好遊の客を引き附け客去りて其快遊を鄕人に誇れば順次彼等の遊興を勵してますく來遊人の數を增し斯くて西洋人を引き附ると多ければ自然に彼等の旅囊を絞りて土地の潤ひとなるのみならず一人にても多くの人に日本の國を知らしむれば自然我國名を揚げて他に知らるゝの手段たる可きが故に旁々日本國內に來遊西洋人の興を添え其耳目を娛しましむる者を增加するの手始めとして先づ我芝居の發達を助け劇場道具立等を始め其規模を宏壯にして日本名物の隨一と爲すは其手段中の一ある可し聞く佛國巴里府にては當府に來遊する外國の人に成る可く愉快便利を與へて金を散せしむるの趣向にして府中の盛觀を添ゆるが爲め立派なる街道を作り美麗なる公私の殿堂樹を建築するを物ともせず例へば佛國政府にてグランド オペラと稱する有名ある能狂言座に每年八十萬法、テアトル フランセーと稱する劇場に每年二十四萬法、其他オペラ コミク座に三十萬法、オデオン座に十萬法の補助金を與ふるが如き音樂歌舞美術獎勵の爲めとは申しながら亦是れ來遊人の歡樂を加ふるの一端にして官民共に府觀を飾り其來遊人をして樂んで去る能はず去りて復た來らしむるやう工風する其注意頗る周密なりと云ふ可し其他歐洲大陸諸國にては首府の或る劇場に對して佛國同樣の保助を爲すものあり或は政府或は府縣にて芝居座を作り之を然る可き會社若くは一個人に貸附くるものもありヘンリー アーウヰン氏の如きも英米各地の芝居座を完全の物と爲さんとするには歐洲大陸風の獎勵法を用ゐざる可らずとの說を出し當時タイムス新聞は爲めに一篇の社說を揭げて之を評論したることありしが要するに西洋諸國にては芝居を人事中の一要具と見做して其物自身の發達を謀ると同時に之を種々に利用して其功益を空うせざるの用心あると自から覘ひ知る可きなり然るに本來美術國にして西洋人の之を知るも亦唯此の一點に在りと云ふ我日本國にして却て彼の芝居等の事を輕視し諸外國の貴客等が芝居一覽を所望するに當りて日本國中一個の劇場、之を案內するに適する者あきは國の面目ありと云ふ可らず左れば事情の許す限り官民共に此邊の事に注意し追ては國立芝居座を設くるか或は相當の新劇場に相當の保助を給與して國の風敎維持の爲め又府觀裝飾の爲め大に斯道の隆昌を期するは是れ亦今日の要務なる可し又世の芝居論者中には脚本音樂舞踏を始め劇場道具立に至るまでも例を西洋芝居風に取る可しと云々と說くものあれども其得失を細論するは暫く之を他日に讓り兎に角に我日本芝居は多年日本流に發達して西洋諸國の演劇とは固より其趣を異にするが故に今之を西洋化するは日本の畵師が日本畵を棄てゝ俄に油畵を學ぶと一般、固有の妙所を失ふて徒に他の顰に倣ひ虎を畵て狗に類するの恐れもあれば日本芝居は何處までも日本流にして時と共に其改良を謀ると肝要ならん此邊の細目に關しては聊か卑見もあれば追々之を記述して世人の高評を乞ふとあるべく世人も亦今日に當りて眼界を區々たる政治社會に限らず高步遠望して社會の萬象を眼中に映せざる可らず古人水仙花を詠ずるの詩に坐對眞成被花惱、出門一笑大江橫と云ふとあり偏に政治壇上の花のみを見詰めて出門一笑廣き社會の景色を眺むるの襟懷なきものは我輩の取らざる所なり （完）

官報

朕海軍檢閲條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年七月二十八日

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第百四十七號

海軍檢閲條例

第一條 海軍檢閲ハ特命檢閲恒例檢閲臨時檢閲ノ三トス○第二條 特命檢閲ハ將官勅ニ依リ檢閲使ト爲リ鎭守府ノ艦團隊若クハ常備艦隊ニ於テ軍紀ノ張弛服務ノ勤惰教育ノ精粗軍備ノ整否ヲ閲視檢實スルモノトス○第三條 檢閲使ニハ大佐一人少佐一人尉官二人少主計一人ヲ附シ檢閲ノ事務ニ服セシメ其下ニ主帳二人ヲ屬シ上官ノ命ヲ受ケ庶務ニ服セシム又准將校各一人若クハ二人ヲ附シ檢閲ノ事務ニ服セシムルコトアルヘシ○第四條 檢閲使ハ檢閲ノ爲メ司令長官ニ通告シテ艦船ヲ便宜ノ港ニ召集スルコトヲ得○第五條 檢閲使鎭守府ヲ置ク府縣ノ治所ニ至レハ知事控訴院長檢事長地方裁判所長及檢事正ノ存問ヲ受クルモノトス○第六條 檢閲使ハ閲視ノ事ニ付意見ヲ司令長官ニ訓示スヘシ○第七條 檢閲使檢閲ヲ終レハ其實況ヲ奏上スヘシ○第八條 恒例檢閲ハ鎭守府司令長官艦隊司令長官一年ニ一回部下艦團隊ニ於テ軍紀ノ張弛服務ノ勤惰教育ノ精粗軍備ノ整否ヲ檢閲スルモノトス○第九條 鎭守府司令長官艦隊司令長官檢閲ヲ行フトキ外國派遣中ノ艦船アルトキハ歸朝ノ後其檢閲ヲ爲シ修理中ニ在テ檢閲ヲ行フニ支障アルトキハ修理落成ノ後其檢閲ヲ爲スヘシ○第十條 鎭守府司令長官艦隊司令長官ハ其成績ヲ海軍大臣ヲ經テ奏上スヘシ○第十一條 鎭守府司令長官艦隊司令長官部下艦船ニ外國派遣ヲ命セラレタルモノアルトキハ第八條ニ依リ檢閲ヲ行フノ外發艦ノ前及歸着ノ後檢閲ヲ爲スヘシ此檢閲ハ成績ヲ奏上スルヲ要セス○第十二條 鎭守府司令長官艦隊司令長官事故アリ部下艦船ヲ檢閲スルコト能ハサルトキハ鎭守府司令長官ハ軍港司令官若クハ其部下先任艦長ヲ派遣シ艦隊司令長官ハ司令官若クハ其部下先任艦長ヲ派遣シ檢閲セシムルコトヲ得○第十三條 臨時檢閲ハ海軍少將ヲ以テ教育檢閲使若クハ兵器檢閲使ト爲シ海軍大臣ノ命ヲ受ケ鎭守府若クハ艦隊ニ就キ教育ノ精粗若クハ兵器準備ノ實況及其供給事務ノ整否ヲ檢閲セシムルモノトス○第十四條 教育檢閲使兵器檢閲使檢務ヲ終レハ其實況ヲ具シ意見ヲ附テシ海軍大臣ニ復命スヘシ○第十五條 檢閲ニ關スル細則ハ海軍大臣之ヲ定ム

朕海軍軍人俸給令中改正追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年七月二十八日

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第百四十八號

海軍軍人俸給令中左ノ通改正追加ス

第一條二項

水雷夫ニハ其等級相當日給十分ノ五ヲ增給ス

第五條中「在職俸十分ノ八」ヲ「在職十分ノ九」ト改ム

第十七條二項

艦船ノ乘員航海スルトキハ俸給半額ヲ其家族ニ下渡スコトヲ得

勅令第百四十八號參照

勅令第八十五號海軍軍人俸給令（明治二十二年六月廿六日官報）抄錄

第一條 海軍高等武官ノ俸給ハ第一表ニ准士官ノ俸給ハ第二表ニ下士卒ノ俸給ハ第三表ニ依ル

第五條 准士官以上ニシテ修學ヲ命セラレタル者ニハ在職十分ノ八ヲ給ス

第十七條 死亡者若クハ逃亡者ニ給スヘキ金額アルトキハ其家族ノ請求ニ依リ之ヲ下付ス

朕海軍軍人手當金規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年七月二十八日

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第百四十九號

海軍軍人手當金規則中左ノ通改正ス

第一條 軍港外ニ在ル艦船ノ乘員ニハ經緯度ニ應シ第一表ノ手當金ヲ給シ水雷船ニ乘組軍港外若クハ碇泊港外ニ於テ十二時間以上航行スル者ニハ經緯度ニ應シ第二表ノ手當金ヲ給ス上官ノ職務心得ヲ命セラレタル者ニハ其官職相當ノ手當金ヲ給ス」軍港外ニ在ル艦船軍港ニ入ルトキ其日ヨリ一週日以內ハ本條ニ準シ手當金ヲ給ス但水雷船乘員ハ此限ニ在ラス

第四條中「第二表」ヲ「第三表」ト改ム

第二表 水雷船乘員航海手當金表

	上長官 船艇長	上長官 其他	士官 船艇長	士官 其他	候補生及准士官	下士 一等	下士 二等	下士 三等	卒 一等二等	卒 三等四等	卒 五等
東經百十度以東東經百六十度以西北緯二十度以北北緯五十度以南	一圓六十錢	一圓四十錢	八十錢	六十錢	三十錢	十六錢	十四錢	十二錢	八錢	六錢	四錢
東經百十度以西東經百六十度以西北緯二十度以南北緯五十度以北	三圓六十錢	三圓	二圓	一圓六十錢	九十錢	二十六錢	二十四錢	二十二錢	十八錢	十六錢	十四錢
東經百度以西東經百四十度以東南緯二十度以南北緯六十度以北	四圓六十錢	三圓八十錢	二圓八十錢	二圓二十錢	一圓二十錢	三十六錢	三十四錢	三十二錢	二十八錢	二十六錢	二十四錢
東經四十度以西西經八十度以東	六圓六十錢	五圓四十錢	四圓	三圓四十錢	一圓八十錢	四十六錢	四十四錢	四十二錢	三十八錢	三十六錢	三十四錢

勅令第百四十九號參照

勅令第八十六號海軍軍人手當金規則（明治二十二年六月二十六日官報）抄錄

第一條 軍港外ニアル艦船ノ乘員ニハ經緯度ニ應シ第一表ノ手當金ヲ給ス

第四條 上等技工技工及工夫ニハ技術進步ノ程度ニ從ヒ服務日數ニ應シ第二表ノ手當金ヲ給ス

雜報

○市村座劇評（昨日の續） 深川 湖月庵主人

大功記十段目尼ヶ崎の段 此狂言は古人の名作にて大時代物是迄度々の興行なれば筋の評は仕らず藝評を左に

壽三郎（皐月）口跡は聞苦しけれども根が腕のある人ゆゑ品もあり落附て光秀の母とは請取れたりもー少しきかぬ氣の所がほしゝ十次郎が立歸りて物語りの間苦痛

を忘れたる / とも自分丈 / へ挨拶の間 / かと悲しさ / を叩いて氣 / を語り「聞は / 愁を見せる / 云ふて四邊 / 小聲になる / 郎が手負に / 先づ此位ゐ / 之助（初菊） / いかと思は / 據なしに / れに脊をぬ / はぬは不緣 / の掛け聲は / 罪なり○菊 / につれ花道 / 者と見受け / れました鎧 / る計りなり / 涙を拭ふ所 / 門口にて初 / もすかす手 / 樣子具の如 / 目先を拂ふ / 今の內に / れば「入目 / がたき旅僧 / 顔老母は何 / 演せし時は / へ小隠れす / でみそ筋も / 秀」のチョ / り已に芝居 / せり（昔し / 宛投出し暫 / はいつもの / ての見え大 / を切るはど / 通り其儘引 / の折はあま / て見よくな / 都へ立歸り / 善」とある / がさて幕切 / 頭の貫目は / わんあもの / てほしゝ○ / もよけれど

○博覽會審 / る岡倉覺三 / 諸君ハ今年 / 史上著明ナ / 關スヘキ所 / ヲ知リ將來 / シ明治二十 / 勢ヲ定メン / ナル沿革ヲ

○東海道官線發車時刻 新橋發午前六時五分（急行）、六時四十分、八時、八時三十五分、九時三十分（急行）、十時二十五分、十一時四十五分、午後一時二十五分、二時三十分、三時五十五分、四時四十五分、五時五十分 [illegible] ●横濱發 [illegible] 十分、三時、五時十分、七時四十五分

○新橋神戸間發車時刻 新橋發午前六時五分（名古屋止）九時三十分（名古屋止）[illegible] ●靜岡發 [illegible] ●濱松發（下り）午前 [illegible]

[illegible] 都止）○（上り）午前八時十三分（新橋迄）、十一時二十分（沼津止）、午後三時十九分（濱松止）、七時二十分（名古屋止）、十時四十二分（新橋迄）●京都發（下り）午前六時 [illegible] ●神戸發（上り）午前五時 [illegible]

○水戸鐵道發車時刻 [illegible]

○日光鐵道發車時刻 [illegible]